

## 歯科再生医療推進ネットワーク協議会会則

### (名称)

第1条 本協議会は、歯科再生医療推進ネットワーク協議会と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、日本再生医療学会と歯科関連学会等との連携を通して、歯科再生医療等の推進に向けた集学的な協力関係を構築し、歯科再生医療の健全な発展に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 各学会に於ける再生医療関連の講演会等の開催
- (2) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

### (協議会の構成員)

第4条 本協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって構成する。

- (1) 一般構成員 各歯科関連学会等の選任した代表者1名
- (2) 世話人 日本再生医療学会において事務を司る役職員若干名
- (3) 顧問 日本歯科医学会および本協議会が適当と認めた機関の選任した代表者1名

### (構成員の権利および義務)

第5条 構成員は本協議会に出席し意見を述べることができ、日本再生医療学会からの諮問に対する協議会の答申に対し、構成員としての信義に従い誠実に努力することとする。また、世話人は1年に1回以上、協議会の企画運営を行わなければならない。

### (会費)

第6条 会費は無料とする。

### (経費)

第7条 本協議会の開催費用は日本再生医療学会が負担し、一般構成員および顧問の旅費および日当等は各構成員の所属する機関が負担することとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、本協議会の決議によって行う。

附則

1. この規程は、2018年8月3日から施行する。